

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目									時期
	細項目									
1	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 報酬月額について6市町村で異なっており、新市において他の非常勤特別職を含め改めて定める必要がある。	同左	1 報酬月額について、新市において他の非常勤特別職を含め改めて定める必要がある。	1の記述中、「6市町村で異なっており」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	教育	12	
	01 教育委員会の状況			同左						
	01 組織・機構 01 教育委員			合併時						
2	16 教育・文化	再編	1 新市において組織・機構が定められる。 新市においては、行財政小委員会所管の[03-04-01-02]「支所・出張所」にて調整された「旧5町村役場に、(仮称)総合行政センターを置き、教育部門が存続される。」こととなっていることから、再編とする。 なお、教育委員会が所管する施設の職員については、従前どおりの配置とする。	同左	1 新市において組織・機構が定められる。 新市においては、行財政小委員会所管の[03-04-01-02]「支所・出張所」にて調整された「旧町役場に、(仮称)総合行政センターを置き、教育部門が存続される。」こととなっていることから、再編とする。 なお、教育委員会が所管する施設の職員については、従前どおりの配置とする。	の記述中、「旧5町村」を「旧町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	教育	14	
	01 教育委員会の状況			同左						
	01 組織・機構 02 職員配置			合併時						
3	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の制度(基準表)に一本化する。	同左	同左			教育	09	
	01 教育委員会の状況			同左						
	01 組織・機構 03 初任給基準表			合併時						
4	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の例により新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	09	
	01 教育委員会の状況			同左						
	01 組織・機構 04 職員安全衛生			合併時						
5	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。 2 新市における「その他の非常勤特別職」の報酬について、改めて定める必要がある。 3 人的運営方式については、統一した基準・方針を策定し、調整する。	同左	同左			教育	12	
	01 教育委員会の状況			同左						
	01 組織・機構 05 非常勤特別職			合併時						

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
6	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。 2 介助職員(特殊学級)の取り扱いについては、釧路市における「特殊学級指導員配置基準」を新市に引き継ぎ、対応する。	同左	同左			教育	09		
	01 教育委員会の状況	合併時		同左							
	01 組織・機構										
	06 臨時教諭等の配置										
7	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 新市において、改めて公印規則等で定める。	同左	同左			教育	25-21		
	01 教育委員会の状況	合併時		同左							
	02 管理運営										
	01 公印の管守										
8	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 現行の陳情案件は、新市に引き継ぐ。 2 釧路市教育委員会会議規則を基本とする。	同左	同左			教育	25-21		
	01 教育委員会の状況	合併時		同左							
	02 管理運営										
	02 請願及び陳情										
9	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 現行の釧路市における「申請書兼承認同」に基づいた1件ごとの受付け審査により、使用許可の判断を行うこととする。	同左	同左			教育	25-21		
	01 教育委員会の状況	合併時		同左							
	02 管理運営										
	03 後援名義等の使用許可										
10	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 現行の釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-21		
	01 教育委員会の状況	合併時		同左							
	02 管理運営										
	04 教育職員表彰制度										
11	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 庁舎の統合、一本化が必要である。 3 新市における庁舎は、本庁舎所在地が相応しい。 4 サービスの低下を招かないよう、地域に配慮した体制を検討する。 5 各施設の管理については、現行どおりとする。	同左	同左			教育	14		
	01 教育委員会の状況	合併時		同左							
	02 管理運営										
	05 教育委員会庁舎管理										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
12	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-21		
	01 教育委員会の状況	合併時		同左							
	02 管理運営										
	06 教育委員会運営に係る その他主要事業										
13	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 全国、全道関連団体並びに6市町村に共通する団体については、旧自治体それぞれが脱退し、新市として加入する。 2 全国、全道関連団体以外で歴史的経過や地域事情により設立されている団体には、新市として引き続き加入する。	同左	1 全国、全道関連団体並びに4市町に共通する団体については、旧自治体それぞれが脱退し、新市として加入する。 2 全国、全道関連団体以外で歴史的経過や地域事情により設立されている団体には、新市として引き続き加入する。	1の記述中、「6市町村」を「4市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	教育	18		
	01 教育委員会の状況	合併時		同左							
	02 管理運営										
	07 教育委員会関係団体への加入										
14	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 当面、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 新市において、全職員の配置と併せ、教職員定数の適正化を図る必要がある。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	01 幼稚園										
	01 公立幼稚園の設置										
15	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 (1) 保育園(所)との兼ね合いもあるが、3歳児の受入れについて、地域性に配慮した受入れの必要がある。 (2) 休業日について、地域事情を考慮して設定する必要がある。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	01 幼稚園										
	02 公立幼稚園の運営										
16	16 教育・文化	調整猶予	1 新市における「新幼稚園振興計画」策定の中で、入園料及び保育料・幼保一元化・統合再編等の方向性を検討する。	同左	同左			教育	19		
	02 学校教育の状況	猶予期間 2年程度		同左							
	01 幼稚園										
	03 公立幼稚園の授業料・入園料										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
17	16 教育・文化	再編	1 関係3団体について、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 独自団体の取扱いについては、4公立幼稚園と私立幼稚園との連携を深めるために新たな組織として立ち上げ、幼児教育の振興を図って行く必要がある。	同左	同左			教育	18		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	01 幼稚園										
	04 公立幼稚園関係団体への加入										
18	16 教育・文化	その他	1 北海道の権限に属するため調整不要とする。	同左	同左			教育			
	02 学校教育の状況										
	01 幼稚園										
	05 私立幼稚園の設置										
19	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。 2 運営費補助に加えて、釧路市がもつ建設費助成制度についても一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	20		
	02 学校教育の状況	合併時									
	01 幼稚園										
	06 私立幼稚園運営費補助制度										
20	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 制度として同一であり、合併時は現行のまま引き継ぐ。	同左	同左			教育	20		
	02 学校教育の状況	合併時									
	01 幼稚園										
	07 私立幼稚園就園奨励費補助制度										
21	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時									
	02 小学校・中学校										
	01 小学校の設置										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
22	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左	同左			教育	25-21	
	02 学校教育の状況	合併時									
	02 小学校・中学校										
	02 中学校の設置										
23	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 釧路市と釧路町が隣接する通学区域は、学校規模の適正化と遠距離通学の解消に向けて、合併時までに見直しを検討する。その他の通学区域は、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左	1 通学区域は、現状のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「釧路市と釧路町が隣接する通学区域は、学校規模の適正化と遠距離通学の解消に向けて、合併時までに見直しを検討する。その他の」を削除	釧路町離脱による	教育	25-21	
	02 学校教育の状況	合併時									
	02 小学校・中学校										
	03 小学校・中学校の通学区域										
24	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行釧路市の適正配置計画をその範囲のままで新市へ引き継ぐ。 2 他5町村の地域における適正配置計画を新市において必要と判断した場合には、地域事情等課題を考慮して検討調整する必要がある。	同左	同左	1 現行釧路市の適正配置計画をその範囲のままで新市へ引き継ぐ。 2 3町における適正配置計画を新市において必要と判断した場合には、地域事情等課題を考慮して検討調整する必要がある。	2の記述中、「他5町村の地域」を「3町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	教育	25-21	
	02 学校教育の状況	合併時									
	02 小学校・中学校										
	04 小学校・中学校適正配置										
25	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 その他特別な学級編成については、その時期の児童生徒の状況や制度を勘案の上決定されるべきものである。	同左	同左				教育	25-21	
	02 学校教育の状況	合併時									
	02 小学校・中学校										
	05 小学校・中学校の学級編制(「編成」を「編制」に訂正)										
26	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 (1) 新市においても、それぞれの学校で障害に応じた学級の設置が基本となる。 (2) 教員等の配置については、必要に応じて北海道教育委員会へ要請を行う。	同左	同左				教育	25-21	
	02 学校教育の状況	合併時									
	02 小学校・中学校										
	06 小学校・中学校特殊学級の設置										

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	方針 時期	調整内容	方針	調整内容				
	中項目			時期					
	小項目								
細項目									
27	16 教育・文化	統合 (同一内容) 合併時	1 各学校毎に管理しており同一内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-21
	02 学校教育の状況			同左					
	02 小学校・中学校								
	07 学校図書整備								
28	16 教育・文化	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 合併後は、早期に学校間格差是正のための整備を図る。 3 機器更新時においては、各学校とその方法・方向性について協議し決定する。	同左	同左			教育	25-21
	02 学校教育の状況			同左					
	02 小学校・中学校								
	08 小学校・中学校教育用コンピューター整備								
29	16 教育・文化	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 教材購入の方法及び学校間格差是正については、整備基準の統一化を図る必要がある。	同左	同左			教育	25-21
	02 学校教育の状況			同左					
	02 小学校・中学校								
	09 小学校・中学校教材整備								
30	16 教育・文化	その他	1 唯一設置の白糠町が平成15年度で廃止のため調整不要とする。	同左	同左			教育	
	02 学校教育の状況								
	02 小学校・中学校								
	10 学校プールの設置								
31	16 教育・文化	統合 (一本化) 経過措置 1年程度	1 当面、地域事情に配慮しつつ、段階的に一本化と未実施校解消を図る。	同左	同左			教育	25-21
	02 学校教育の状況			同左					
	02 小学校・中学校								
	12 学校評議員								
32	16 教育・文化	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 新市において必要な調整を行う。	同左	同左			教育	25-21
	02 学校教育の状況			同左					
	02 小学校・中学校								
	13 中学校心の相談対策								

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
33	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	02 小学校・中学校										
	14 幼児ことばの教室										
34	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の現行は、新市に引き継ぐ。 2 新市において、活用策の一本化を検討する。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	02 小学校・中学校										
	15 余裕教室の活用										
35	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 使用料は、新市において無料とする。 3 開放施設区分を検討するとともに、学校開放は引き続き実施して行く。	同左	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 開放施設区分を検討するとともに、学校開放は引き続き実施して行く。	2の記述を削除し、 「3」を「2」に修正	釧路町離脱により、使用料を徴収している自治体が皆無となるため	教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	02 小学校・中学校										
	16 学校開放										
36	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	02 小学校・中学校										
	17 学校施設スポーツ開放										
37	16 教育・文化	調整猶予	1 新市において1年程度で整理し、調整を図る。	同左	同左			教育	20		
	02 学校教育の状況	猶予期間 1年程度		同左							
	02 小学校・中学校										
	18 校外活動・クラブ活動等補助										
38	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 新市教育方針の考え方もあるところから、新市において具体的な調整を図る必要がある。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	02 小学校・中学校										
	19 特色ある学校づくり										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
39	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	02 小学校・中学校										
	20 子ども教育委員会										
40	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 校舎の警備については、それぞれの方式を維持し実施するが、へき地等における人的対応も視野に検討して行く必要がある。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	02 小学校・中学校										
	21 小学校・中学校の各種 保守・点検委託										
41	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 合併前に着工した事業については、そのまま新市に引継ぎ一本化する。 2 合併後においては耐震改修を含め、新市事業計画を策定のうえ計画的に実施する。 3 なお、新市における事業は、新市総合計画及び学校適正配置計画との整合性を図る必要がある。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	02 小学校・中学校										
	22 小学校・中学校の新 設・大規模改造										
42	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行、診断未実施校が大勢を占めており、新市においては新たな計画を大規模改修事業を含めて検討する必要がある。 2 実施にあたっては、昭和56年以前建築の未実施校を優先させることとし、新市における財政計画を考慮し、各地域の公平性を図りながら緊急度の高い学校から順次実施する。 3 6市町村の診断状況 診断実施済～音別町(2校) 平成16年までに実施予定～釧路市(4校) 平成17年以降(未定含む)～釧路市(24校)、釧路町(5校)、阿寒町(6校)、鶴居村(5校)、白糠町(2校)	同左	1 現行、診断未実施校が大勢を占めており、新市においては新たな計画を大規模改修事業を含めて検討する必要がある。 2 実施にあたっては、昭和56年以前建築の未実施校を優先させることとし、新市における財政計画を考慮し、各地域の公平性を図りながら緊急度の高い学校から順次実施する。 3 診断状況 診断実施済～音別町(2校) 平成16年までに実施予定～釧路市(4校) 平成17年以降(未定含む)～釧路市(24校)、阿寒町(6校)、白糠町(2校)	3の記述中、「6市町村の」、「釧路町(5校)」、及び「鶴居村(5校)」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	02 小学校・中学校										
	23 耐震診断・耐震改修										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
43	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 各事業については、実施効果が大きく今後とも基本的に継続する。 なお、類似する事業については、継続実施とするが新市において調整を図ることとする。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	02 小学校・中学校										
	24 学校教育に係るその他主要事業										
44	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 現行の加入を新市に引き継ぐ。 2 管内独自団体への加入については、関係自治体、教育局との協議を行い、合併時まではその取扱いについて検討する必要がある。 3 類似団体、共通する団体については調整のうえ統合する。	同左	同左			教育	18		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	02 小学校・中学校										
	25 学校教育関係団体への加入										
45	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 合併後、北海道教育委員会と全市的指導体制を構築するための人的配置を協議する。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	03 教育振興										
	01 指導主事の配置										
46	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 新市において援助項目を釧路市に一本化し、見直し整備する必要がある。	同左	同左			教育	20		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	03 教育振興										
	03 就学費援助制度										
47	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 スクールバスの運行については、6市町村の過去の経過(学校の統廃合)から現状のとおり新市に引き継ぐ。	同左	1 スクールバスの運行については、過去の経過(学校の統廃合)から現状のとおり新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	03 教育振興										
	04 スクールバスの運行										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
48	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 6市町村の遠距離通学の実態を踏まえ、現行どおり新市へ引き継ぐ。	同左	1 遠距離通学の実態を踏まえ、現行どおり新市へ引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村の」を削除	釧路市・鶴居村離脱による	教育	20		
	02 学校教育の状況			同左							
	03 教育振興			同左							
	05 遠距離児童・生徒通学費補助制度			同左							
49	16 教育・文化	再編	1 現行研究指定校の取扱いについては、合併時に「指定期間内」であることも想定されることから合併後1年の経過措置を設けることとする。 2 新市においては、新たな支援制度で指定要件等の基準を示し、実施することとする。	同左	同左			教育	20		
	02 学校教育の状況			同左							
	03 教育振興			同左							
	06 研究指定校支援制度			同左							
50	16 教育・文化	再編	1 同一または類似する団体の自主的再編、統合を促す。 2 同一内容でない団体については、地域事情を勘案のうえ調整する。 3 各団体の支援額については、新市において新たな基準を示し対応する。	同左	同左			教育	20		
	02 学校教育の状況			同左							
	03 教育振興			同左							
	07 学校教育関係団体研究支援制度			同左							
51	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の制度を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	20		
	02 学校教育の状況			同左							
	03 教育振興			同左							
	08 学校法人(私立高校)等への補助制度			同左							
52	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 教師用指導書及び教科書の給付については、釧路市の例(基準)により一本化する。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況			同左							
	03 教育振興			同左							
	09 教科用図書給付			同左							

通番	大項目			6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目			方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目											時期	時期
	細項目												
53	16 教育・文化	統合 (一本化)	合併時	1 新市においては、同一採択地区として必要となる。(小・中学校における同一教科書による。) 2 合併検討期間内に北海道教育委員会による判断(地区決定)と調整が必要となる。	同左	同左			教育	25-21			
	02 学校教育の状況				同左								
	03 教育振興												
	10 教科用図書採択												
54	16 教育・文化	統合 (一本化)	合併時	1 当面釧路市の制度で新市に引き継ぐ。 2 新市へ移行後、教育相談等について検討する必要がある。	その他	1 事業廃止により、調整不要。	調整方針の「統合(一本化)」を「その他」に修正 調整時期の「合併時」を削除 調整内容の記述を修正	とも、平成15年度で釧路市の相談事業が廃止となり、実施自治体が皆無となるため	教育	25-21			
	02 学校教育の状況												
	03 教育振興												
	11 ウタリ児童生徒教育相談												
55	16 教育・文化	統合 (一本化)	合併時	1 釧路市の制度に一本化する。 2 新市においては、引き続き教育行政の立場から対策について取り組んで行くこととする。 3 釧路市学校適正配置計画の中で、不登校対策のための特殊学級について各地域(学校)に分けて実施する考えもあり、さらに適切な助言・指導の方法について検討する必要がある。	同左	同左			教育	25-21			
	02 学校教育の状況				同左								
	03 教育振興												
	12 学校適応対策(不登校対策)												
56	16 教育・文化	統合 (一本化)	合併時	1 釧路市の制度を現行のまま新市に引き継ぐ。 2 新市においては各地域ごとに取り組んでいる状況を踏まえつつ、引き続き関係行政機関・団体との連携のうえに対策を講じて行く必要がある。	同左	同左			教育	25-21			
	02 学校教育の状況				同左								
	03 教育振興												
	13 いじめ・非行対策												
57	16 教育・文化	調整猶予	猶予期間 2年程度	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 雇用形態(雇用先、報酬額、配置人数)については、将来的には一本化が望ましいことから、2年程度で調整する。 3 新市においては、地域性に配慮し存続することとするが、小中学校における外国語指導体制のあり方を検討する必要がある。	同左	同左			教育	25-21			
	02 学校教育の状況				同左								
	03 教育振興												
	14 英語指導助手												

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	方針 時期	調整内容	方針	調整内容				
	中項目			時期					
	小項目								
細項目									
58	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度に一本化する。 2 白糠町、音別町の各小中学校においては、町営スケートリンクの利用であることからそのまま引き継ぐ。 3 合併時までには助成事業費、学校配当予算枠など設置運営に係る経費等について地域事情を考慮のうえ調整する。	同左	同左			教育	25-21
	02 学校教育の状況			同左					
	03 教育振興			同左					
	15 学校スケートリンクの設置			同左					
59	16 教育・文化	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 釧路市の民間プール利用と発生する使用料については、現行のとおりとする。 3 プールへの交通手段としてのバス借上げについては、地域性を考慮のうえ現行のとおりとする。 4 学習に伴う公的プールの減免基準の統一を図る。	同左	同左			教育	25-21
	02 学校教育の状況			同左					
	03 教育振興			同左					
	16 学校水泳教室の実施			同左					
60	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市(釧路教育研究センター)に一本化し、統一する。	同左	同左			教育	25-21
	02 学校教育の状況			同左					
	03 教育振興			同左					
	17 教育研究センターの設置			同左					
61	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 釧路教育研究センター主催の事業として一本化し、引き続き取り組む。 2 小学校社会科副読本については、地域性を残した作成と取扱いが必要となる。	同左	同左			教育	25-21
	02 学校教育の状況			同左					
	03 教育振興			同左					
	18 教育研究センター主催事業			同左					
62	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の例により一本化する。 2 新市において、参加補助に対する支出の方法及び教職員研修のあり方を再構築する。 3 教職員に対する研修(旅費)については、北海道教育委員会が負担することが原則となっているが、市町村独自の補助について研究する必要がある。	同左	1 釧路市の例により一本化する。 2 新市において、参加補助に対する支出の方法及び教職員研修のあり方を再構築する。 3 教職員に対する研修(旅費)については、北海道教育委員会が負担することが原則となっているが、市町独自の補助について研究する必要がある。	3の記述中、「市町村」を「市町」に修正	鶴居村離脱による	教育	20
	02 学校教育の状況			同左					
	03 教育振興			同左					
	19 教職員研修参加費補助制度			同左					

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
63	16 教育・文化	その他	1 支部組織の統合について、北海道公立学校教職員互助会と調整する。	同左	同左			教育	09	
	02 学校教育の状況									
	03 教育振興									
	20 教職員互助会									
64	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 合併時は、現行使用料を維持することを基本とする。	同左	同左			教育	09	
	02 学校教育の状況									
	03 教育振興	合併時								
	21 教員住宅									
65	16 教育・文化	その他	1 法による3級以上の高度へき地修学旅行補助制度は、新市においても存続し、合併時に統合・一本化する。 2 釧路町の独自制度については、段階的措置(3年程度)を講じながら廃止の方向で検討する。	統合 (一本化)	1 法による3級以上の高度へき地修学旅行補助制度は、新市においても存続し、合併時に統合・一本化する。	調整方針の「その他」を「統合(一本化)」に修正 調整時期に「合併時」を追加 2の記述を削除	とも、釧路町離脱による	教育	20	
	02 学校教育の状況									
	03 教育振興									
	22 修学旅行助成制度			合併時						
66	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 白糠町の事業及び他市町村の類似事業を現行のまま新市に引き継ぐ。 2 なお、個人負担及び国際理解教育のあり方については、新市で検討を行う。	同左	1 白糠町の事業及び他市町の類似事業を現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「他市町村」を「他市町」に修正	鶴居村離脱による	教育	25-03	
	02 学校教育の状況									
	03 教育振興	合併時			2 なお、個人負担及び国際理解教育のあり方については、新市で検討を行う。					
	23 国際理解教育の推進									
67	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			教育	25-21	
	02 学校教育の状況									
	03 教育振興	合併時								
	24 スクールカウンセラーの配置									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
68	16 教育・文化	再編	1 類似団体を再編し、新たな団体が継続して児童生徒の健全育成・非行防止など指導上の諸問題について取り組み、活動することとする。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左	同左						
	03 教育振興										
	25 学校教育問題対策協議会										
69	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 新市PTA連合会として新たに発足する方向が望ましい。 2 なお、新市において補助のあり方を検討する必要がある。	同左	同左			教育	18		
	02 学校教育の状況	合併時		同左	同左						
	03 教育振興										
	26 PTA連合会										
70	16 教育・文化	その他	1 現行のまま新市に引き継ぐが、一部事業において、新市における調整の方向性が異なる。 (1)学校に対する部分 再編、廃止も視野に入れ各事業について新市で調整を図る。 (2)学校以外に対する部分 小学校新入学に対する祝金又は祝品は、上限を5,000円として存続する。 中学校卒業記念品については、廃止の方向とする。	同左	1 現行のまま新市に引き継ぐが、一部事業において、新市における調整の方向性が異なる。 (1)学校に対する部分 再編、廃止も視野に入れ各事業について新市で調整を図る。 (2)学校以外に対する部分 小学校新入学に対する祝品は、上限を5,000円として存続する。 中学校卒業記念品については、廃止の方向とする。	1(2)の記述中、「祝金又は」を削除	釧路町離脱により、小学校新入学に対する祝金を贈呈している自治体が皆無となるため	教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左	同左						
	03 教育振興										
	27 学校教育振興に係る その他主要事業										
71	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。 2 合併時までに報酬額・支給方法について調整する。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左	同左						
	04 学校保健										
	01 学校医の嘱託										
72	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。 2 実施に際しては、地域の事情に合わせた方法を検討する必要がある。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左	同左						
	04 学校保健										
	02 児童生徒の健康診断										
73	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。 2 実施に際しては、地域の実情に合わせた方法を検討する必要がある。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左	同左						
	04 学校保健										
	03 教職員の健康診断										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
74	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の例により一本化する。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	04 学校保健										
	04 学校関係事故災害対策										
75	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 法の主旨や道内他市の状況から、釧路市の例により合併時まで 一本化を図る。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	04 学校保健										
	05 学校保健会										
76	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の例により新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-21		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	04 学校保健										
	06 学校保健に係るその他 主要事業										
77	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 学校保健協議会として一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	18		
	02 学校教育の状況	合併時		同左							
	04 学校保健										
	07 学校保健関係団体へ の加入										
78	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 当面、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 施設及び設備面は、合併後において、老朽度合いや地域事情を考 慮しながら対応する。 3 施設管理のほか、食数、調理・配送業務等について、それぞれ検討 調整する。	同左	同左			教育	25-21		
	03 学校給食の状況	合併時		同左							
	01 施設整備										
	01 給食施設の設置										

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目									時期
	細項目									
79	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 給食方式及び給食費については、6市町村現行のまま新市に移行する。 2 合併後、地域事情に配慮し検討していく項目 (1)給食単価、メニューの統一 (2)食材の購入方法 (3)センター方式への移行 (4)管理運営体制(直営・民営) (5)少子化の進展及び施設の老朽化への対応(改築及び再配置) (6)調理員定数の適正化	同左	1 給食方式及び給食費については、現行のまま新市に移行する。 2 合併後、地域事情に配慮し検討していく項目 (1)給食単価、メニューの統一 (2)食材の購入方法 (3)センター方式への移行 (4)管理運営体制(直営・民営) (5)少子化の進展及び施設の老朽化への対応(改築及び再配置) (6)調理員定数の適正化	1の記述中、「6市町村」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	教育	19	
	03 学校給食の状況	合併時		同左						
	02 管理運営			同左						
	01 給食方式及び給食費			同左						
80	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 当面現状のまま、新市に引き継ぐ。 2 合併後における「給食方式の検討項目」と併せて、調理員定数の適正化を検討する必要がある。 3 道職員栄養士については、旧自治体での配置数の確保を北海道教育委員会に要請する。	同左	同左			教育	25-21	
	03 学校給食の状況	合併時		同左						
	02 管理運営			同左						
	02 給食体制			同左						
81	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 地域性に配慮し、当面現行のまま維持することとするが、将来的に一本化を図る。 2 物資購入及び会計事務について、コンピューターシステムの導入を図り一元化する。	同左	同左			教育	18	
	03 学校給食の状況	合併時		同左						
	02 管理運営			同左						
	03 学校給食会			同左						
82	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 現行のまま新市に引継ぎ、一本化する。	同左	同左			教育	18	
	03 学校給食の状況	合併時		同左						
	02 管理運営			同左						
	04 学校給食関係団体への加入			同左						
83	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 合併により同一学区となることが基本であるが、特に阿寒高校・白糠高校の存続及び定員確保について、北海道教育委員会へ強く要望する。	同左	1 平成17年入学者選抜時より同一学区となるが、地域性に配慮し、阿寒高校・白糠高校の存続及び定員確保について、北海道教育委員会へ強く要望する。	1の記述中、「合併により同一学区となることが基本であるが、特に」を「平成17年入学者選抜時より同一学区となるが、地域性に配慮し、」に修正	通学区域の改正により、平成17年入学者選抜時より同一学区となるため	教育	25-21	
	04 その他教育機関の状況	合併時		同左						
	01 高等学校			同左						
	01 道立高等学校			同左						

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目			方針					
	中項目			方針					
	小項目	方針	調整内容	時期	調整内容				
細項目	時期								
84	16 教育・文化 04 その他教育機関の状況 01 高等学校 02 市町村立高等学校	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 学区については、道立高等学校と同様に同一の学区とすること。 3 合併検討期間内に道立高等学校と同様、北海道教育委員会との協議(調整)が必要。	同左 同左	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 道立高等学校と同様、北海道教育委員会との協議(調整)が必要。	2の記述を削除し、 「3」を「2」に修正 修正後の2の記述中、 「合併検討期間内に」を削除	については、通学区域の改正により、平成17年入学者選抜時より同一学区となるため については、間口調整など学区以外の課題が合併検討期間内に限ったことではないため	教育	25-21
85	16 教育・文化 04 その他教育機関の状況 01 高等学校 03 私立高等学校	その他	1 私立の学校として地域に必要であり、従来どおりの関係を維持して行く。	同左	同左			教育	25-21
86	16 教育・文化 04 その他教育機関の状況 01 高等学校 04 通学費助成	その他	1 阿寒高校通学費助成制度は、合併時の新1年生までを対象に助成し3年間存続した後、廃止することが望ましい。 2 通学費助成制度のあり方について、新市で検討する。	同左	同左			教育	20
87	16 教育・文化 04 その他教育機関の状況 02 高等専門学校・短期大学・大学 01 高等専門学校	その他 合併時	1 国立の学校として地域に必要であり、従来どおりの関係を維持して行く。	同左	同左	調整時期の「合併時」を削除	調整方針を「その他」とする同様の他項目と表記を統一するため	教育	25-21
88	16 教育・文化 04 その他教育機関の状況 02 高等専門学校・短期大学・大学 02 短期大学	その他	1 私学振興の観点から必要であり、地域に必要な短期大学として従来どおりの支援を行う。	同左	同左			教育	25-21

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	方針	調整内容	方針	調整内容				
	中項目			時期					
	小項目			時期					
細項目	時期	調整内容	時期	調整内容					
89	16 教育・文化 04 その他教育機関の状況 02 高等専門学校・短期大学・大学 03 大学	その他	1 国公立の大学として地域に必要であり、従来どおりの関係を維持する。	同左	同左			教育	25-21
90	16 教育・文化 05 社会教育の状況 01 図書館施設 01 図書館の設置	統合 (一本化) 合併時	1 地域事情もあることから現行のまま新市に引き継ぐ。 2 6市町村それぞれで担当所管、運営方式及びサービス面で差異があることから、当面現状を維持しつつ新市において図書館システムの再構築を図る必要がある。 (1) コンピューターシステムの一元化を図る。 ・図書館関係資料等の統一管理。 ・どこの地域においても貸出・返却が可能となる。 ・在庫の検索が容易になる。 (2) 現釧路市立図書館を本館とし、各地域図書館、図書室を分館(分室)とする。 ・開館時間・休館日は統一する。	統合 (同一内容) 同左	1 地域事情もあることから現行のまま新市に引き継ぐ。 2 それぞれで担当所管、運営方式及びサービス面で差異があることから、当面現状を維持しつつ新市において図書館システムの再構築を図る必要がある。 (1) コンピューターシステムの一元化を図る。 ・図書館関係資料等の統一管理。 ・どこの地域においても貸出・返却が可能となる。 ・在庫の検索が容易になる。 (2) 現釧路市立図書館を本館とし、各地域図書館、図書室を分館(分室)とする。 ・開館時間・休館日は統一する。	調整方針の「(一本化)」を「(同一内容)」に修正 2の記述中、「6市町村」を削除	については、合併時には複数自治体の現行を新市に引き継ぐ同様の他項目と表記を統一するため については、釧路町・鶴居村離脱による	教育	25-22
91	16 教育・文化 05 社会教育の状況 01 図書館施設 02 図書館の蔵書等	統合 (一本化) 合併時	1 蔵書管理は、釧路市に一本化し新市に引き継ぐ。 2 図書分類及び蔵書データの統一を図る必要がある。	同左 同左	同左			教育	25-22
92	16 教育・文化 05 社会教育の状況 01 図書館施設 03 図書館の利用	統合 (同一内容) 合併時	1 現行地域ごとの利用をそのまま継続し、新市に引き継ぐ。 (1) 新市において利用者カードの統一を図る必要がある。 (2) 視聴覚資料等の扱いに差異があり、新市において調整する必要がある。	同左 同左	同左			教育	25-22
93	16 教育・文化 05 社会教育の状況 01 図書館施設 04 図書館のコンピューター機器導入	統合 (一本化) 経過措置 1年程度	1 図書の貸出・返却・予約・検索等が可能な管理システムの一元化を図る。	同左 同左	同左			教育	25-22

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
94	16 教育・文化	調整猶予	1 地域事情により配備した経緯もあり、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、図書館バスのあり方について、新市発足後1年程度で検討を行う。	同左	同左			教育	25-22		
	05 社会教育の状況	猶予期間		同左							
	01 図書館施設	1年程度									
	05 図書館バス(移動図書)										
95	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 地域事情を考慮し、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-22		
	05 社会教育の状況	合併時		同左							
	01 図書館施設										
	06 図書館主催イベント										
96	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	18		
	05 社会教育の状況	合併時		同左							
	01 図書館施設										
	07 図書館関係団体への加入										
97	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路町・阿寒町・白糠町の公民館については、現状の地域ごとの施設をそのままに存置し、新市に引き継ぐ。 2 釧路市・鶴居村・音別町については、各地域の歴史的、地域的な背景から設置された経緯を踏まえ、新市における公民館活動については、既存のその他社会教育施設での対応が可能である。	統合 (同一内容)	1 阿寒町・白糠町の公民館については、現状の地域ごとの施設をそのままに存置し、新市に引き継ぐ。 2 釧路市・音別町については、各地域の歴史的、地域的な背景から設置された経緯を踏まえ、新市における公民館活動については、既存のその他社会教育施設での対応が可能である。	調整方針の「(一本化)」を「(同一内容)」に修正 1の記述中、「釧路町・」を削除 2の記述中、「鶴居村・」を削除	については、合併時には複数自治体の現行を新市に引き継ぐ同様の他項目と表記を統一するため については、釧路町離脱による については、鶴居村離脱による	教育	25-22		
	05 社会教育の状況	合併時		同左							
	02 公民館施設										
	01 公民館の設置										
98	16 教育・文化	調整猶予	1 使用料については、当面現行のまま新市に引き継ぐ。 2 それぞれ有料・無料としている状況もあるが、新市において料金体系の統一を速やかに検討する。 3 新市において使用料減免の統一した基準を定める。	同左	同左			教育	19		
	05 社会教育の状況	猶予期間		同左							
	02 公民館施設	2年程度									
	02 公民館の使用料										
99	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 現行、地域ごとの施設利用をそのまま存置し、新市に引き継ぐ。	統合 (同一内容)	同左	調整方針の「(一本化)」を「(同一内容)」に修正	合併時には複数自治体の現行を新市に引き継ぐ同様の他項目と表記を統一するため	教育	25-22		
	05 社会教育の状況	合併時		同左							
	02 公民館施設										
	03 公民館の利用										

通番	大項目	6市町村協議				4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期	時期				
	細項目										
100	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 地域ごとに特色ある現行のイベントを、新市として継続実施する。 2 全市的イベントの開催に向けた実施体制の確立が必要である。	統合 (同一内容)	同左	調整方針の「(一本化)」を「(同一内容)」に修正	合併時には複数自治体の現行を新市に引き継ぐ同様の他項目と表記を統一するため	教育	25-22		
	05 社会教育の状況	合併時		同左							
	02 公民館施設										
	04 公民館主催イベント										
101	16 教育・文化	廃止	1 助成措置については、段階的に廃止する。(合併後1年) 2 会場優先利用サービスは継続する。 3 友の会組織は、現行のまま維持する。	同左	同左			教育	20		
	05 社会教育の状況	経過措置 1年程度		同左							
	02 公民館施設										
	05 公民館活動支援制度										
102	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	18		
	05 社会教育の状況	合併時		同左							
	02 公民館施設										
	06 公民館関係団体への加入										
103	16 教育・文化	その他	1 平成16年度中に閉館予定であるが、科学館機能は、こども遊学館に引き継ぐ。 調整不要扱いとする。	同左	同左			教育			
	05 社会教育の状況			同左							
	03 その他社会教育施設										
	01 青少年科学館の設置										
104	16 教育・文化	その他	1 平成16年度中に閉館予定のため調整不要とする。	同左	同左			教育			
	05 社会教育の状況			同左							
	03 その他社会教育施設										
	02 青少年科学館の入館料及び利用										
105	16 教育・文化	その他	1 平成16年度中に閉館予定のため調整不要とする。	同左	同左			教育			
	05 社会教育の状況			同左							
	03 その他社会教育施設										
	03 青少年科学館主催イベント										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
106	16 教育・文化	その他	1 平成16年度中に閉館予定であるが、科学館機能を引き継ぐこども遊学館で新たに加入する。	同左	同左			教育	18	
	05 社会教育の状況									
	03 その他社会教育施設									
	04 青少年科学館関係団体への加入									
107	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の現行計画(平成17年7月開館予定)を推進し新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-22	
	05 社会教育の状況									
	03 その他社会教育施設	合併時			同左					
	05 (仮称)釧路市こども遊学館建設計画									
108	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-22	
	05 社会教育の状況									
	03 その他社会教育施設	合併時			同左					
	06 その他社会教育施設の設置									
109	16 教育・文化	調整猶予	1 使用料については、当面現行のまま新市に引き継ぐ。 2 おのおの有料・無料としている状況もあるが、新市において料金体系の統一を速やかに検討する。 3 新市において使用料減免の統一した基準を定める。	同左	同左			教育	19	
	05 社会教育の状況	猶予期間 3年程度								
	03 その他社会教育施設				同左					
	07 その他社会教育施設の使用料及び利用									
110	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 音別町のみ実施の現行事業を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-22	
	05 社会教育の状況									
	03 その他社会教育施設	合併時			同左					
	08 その他社会教育施設主催イベント									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
111	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 音別町のみ現行加入を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	18	
	05 社会教育の状況	合併時		同左						
	03 その他社会教育施設									
	09 その他社会教育施設 関係団体への加入									
112	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 現行制度を新市に引き継ぐ。 2 委員構成等については、各地域の意見が反映される体制を検討する。	同左	同左			教育	25-22	
	05 社会教育の状況	合併時		同左						
	04 社会教育振興									
	01 社会教育委員									
113	16 教育・文化	再編	1 新市において、生涯学習アドバイザーへの移行を検討するなど新たな制度に再編する。	同左	同左			教育	25-22	
	05 社会教育の状況	合併時		同左						
	04 社会教育振興									
	02 社会教育指導員									
114	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 社会教育主事の適正配置について検討を図る必要がある。	同左	同左			教育	25-22	
	05 社会教育の状況	合併時		同左						
	04 社会教育振興									
	03 社会教育主事									
115	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 合併時には現行のまま新市に引き継ぐ。 2 新市において、再編や存続を含めた検討を行う。	同左	同左			教育	20	
	05 社会教育の状況	合併時		同左						
	04 社会教育振興									
	04 社会教育関係助成制度									
116	16 教育・文化	再編	1 新市として6市町村の事業を引き継ぐが、開催期日及び記念品等の統一を図るよう調整する。	同左	1 新市として事業を引き継ぐが、開催期日及び記念品等の統一を図るよう調整する。	1の記述中、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	教育	25-22	
	05 社会教育の状況	合併時		同左						
	04 社会教育振興									
	05 成人式									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針	調整内容					
	小項目			時期						
	細項目									
117	16 教育・文化	調整猶予	1 地域の実情を考慮し当面現行のままとし、新市において調整する。	同左	同左			教育	25-22	
	05 社会教育の状況	猶予期間 2年程度		同左						
	04 社会教育振興			同左						
	06 社会教育に係るその他主要事業			同左						
118	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 新市において、推進体制の見直しについて検討を図る必要がある。	同左	同左			教育	25-22	
	05 社会教育の状況	経過措置 2年程度		同左						
	05 生涯学習振興			同左						
	01 生涯学習推進体制			同左						
119	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行6市町村の計画を地域計画としてそのまま新市に引き継ぐ。 2 新市においては、その統合化と見直しを含め、改めて新計画を策定する。	同左	1 現行計画を地域計画としてそのまま新市に引き継ぐ。 2 新市においては、その統合化と見直しを含め、改めて新計画を策定する。	1の記述中、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	教育	25-22	
	05 社会教育の状況	経過措置 2年程度		同左						
	05 生涯学習振興			同左						
	02 生涯学習推進計画・社会教育推進計画			同左						
120	16 教育・文化	調整猶予	1 地域の実情を考慮し当面現行のままとし、新市において調整する。	同左	同左			教育	25-22	
	05 社会教育の状況	猶予期間 2年程度		同左						
	05 生涯学習振興			同左						
	03 自主講座事業			同左						
121	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 社会教育指導員(阿寒町制度)の移行検討などを含め、旧自治体それぞれへの生涯学習アドバイザー配置を検討する。 3 勤務条件(身分、服務等)の統一を図る。	同左	同左			教育	25-22	
	05 社会教育の状況	合併時		同左						
	05 生涯学習振興			同左						
	04 生涯学習推進アドバイザー			同左						
122	16 教育・文化	その他	1 補助事業終了のため調整不要とする。	同左	同左			教育		
	05 社会教育の状況	同左								
	05 生涯学習振興	同左								
	05 IT講習事業	同左								

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
123	16 教育・文化	調整猶予	1 地域の実情を考慮し当面現行のままとし、新市において調整する。	同左	同左			教育	25-22		
	05 社会教育の状況	猶予期間 2年程度		同左							
	05 生涯学習振興										
	06 生涯学習振興に係る その他主要事業										
124	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 現行の加入を新市に引き継ぐ。	1の記述中、「まま」を 「加入を」に修正	釧路市、白糠町ごとの別 団体への加入を現行のま ま引き継ぐ「統合(同一内 容)」ではなく、加入を新 市で一本化する点を明確 にするため	教育	18		
	05 社会教育の状況	合併時		同左							
	05 生涯学習振興										
	07 生涯学習振興関係団 体への加入										
125	16 教育・文化	調整猶予	1 釧路市の現計画は、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、新市において新たな計画を策定する。	同左	同左			教育	25-22		
	05 社会教育の状況	猶予期間 1年程度		同左							
	06 青少年行政										
	01 青少年健全育成プラ ン										
126	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 地域特性のある啓発事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 同一事業については、新市において一本化を図る。	同左	同左			教育	25-22		
	05 社会教育の状況	合併時		同左							
	06 青少年行政										
	02 青少年健全育成啓発										
127	16 教育・文化	その他	1 唯一の釧路市の制度が平成15年度で廃止のため調整不要とする。	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	調整方針の「その他」 を「統合(同一内容)」に修 正 調整時期に「合併時」 を追加 調整内容の記述を修 正	とも、釧路市及び 白糠町でリーダー育成に 類する事業が継続してい るため	教育	25-22		
	05 社会教育の状況	合併時		同左							
	06 青少年行政										
	03 青少年関係団体リー ダー育成制度										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
128	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。 2 センター機能の統合・拡大を図る必要がある。	同左	同左			教育	25-22		
	05 社会教育の状況			同左							
	06 青少年行政			同左							
	04 青少年補導(育成)センター等の設置			同左							
129	16 教育・文化	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 各地域巡回補導体制の見直し・強化については、新市において検討を図る。	同左	同左			教育	25-22		
	05 社会教育の状況			同左							
	06 青少年行政			同左							
	05 巡回補導			同左							
130	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 新市青少年問題協議会としてただちに発足させる。 2 委員構成については、新市地域の実情を含めた構成とすることが望ましい。	同左	同左			教育	16		
	05 社会教育の状況			同左							
	06 青少年行政			同左							
	06 青少年問題協議会			同左							
131	16 教育・文化	調整猶予 猶予期間 1年程度	1 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後1年程度で新市としての組織体制を検討する。	同左	同左			教育	18		
	05 社会教育の状況			同左							
	06 青少年行政			同左							
	07 子ども会育成連合会			同左							
132	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 各地域の状況調査体制の強化を図る。	同左	1 釧路市の事業を新市に引き継ぐ。	1の記述中、「現行のまま」を「釧路市の事業を」に修正	複数自治体の事業を現行のまま引き継ぐ「統合(同一内容)」ではなく、釧路市のみ事業に一本化する点を明確にするため	教育	25-22		
	05 社会教育の状況			同左	2 各地域の状況調査体制の強化を図る。						
	06 青少年行政			同左							
	08 青少年有害環境対策			同左							
133	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の現行制度に一本化し、新市に引き継ぐ。 2 広域対応並びに相談体制の強化を図る。	同左	同左			教育	25-22		
	05 社会教育の状況			同左							
	06 青少年行政			同左							
	09 青少年相談			同左							

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
134	16 教育・文化	調整猶予	1 地域の実情を考慮し当面現行のままとし、新市において調整する。	同左	同左			教育	25-22		
	05 社会教育の状況	猶予期間 2年程度		同左							
	06 青少年行政										
	10 野外等の各種体験学習										
135	16 教育・文化	調整猶予	1 地域の実情を考慮し当面現行のままとし、新市において調整する。	同左	同左			教育	25-22		
	05 社会教育の状況	猶予期間 2年程度		同左							
	06 青少年行政										
	11 青少年行政に係るその他主要事業										
136	16 教育・文化	調整猶予	1 新市において2年程度で統一化に向けた検討を図る。	同左	同左			教育	18		
	05 社会教育の状況	猶予期間 2年程度		同左							
	06 青少年行政										
	12 青少年団体										
137	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 白糠町のみの施設であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-22		
	05 社会教育の状況	合併時		同左							
	06 青少年行政										
	13 青少年行政関係施設の設置										
138	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 白糠町のみの施設であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	19		
	05 社会教育の状況	合併時		同左							
	06 青少年行政										
	14 青少年行政関係施設の 使用料及び利用										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
139	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 白糠町の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-22	
	05 社会教育の状況			同左						
	06 青少年行政			同左						
	15 青少年行政関係表彰 制度			同左						
140	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 現行の加入を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	18	
	05 社会教育の状況			同左						
	06 青少年行政			同左						
	16 青少年行政関係団体 への加入			同左						
141	16 教育・文化	調整猶予 猶予期間 2年程度	1 地域の実情を考慮して当面現行のままとし、新市において調整する。	同左	同左			教育	25-22	
	05 社会教育の状況			同左						
	06 青少年行政			同左						
	17 家庭教育学級			同左						
142	16 教育・文化	調整猶予 猶予期間 2年程度	1 地域の実情を考慮して当面現行のままとし、新市において調整する。	同左	同左			教育	25-22	
	05 社会教育の状況			同左						
	06 青少年行政			同左						
	18 子育て支援制度			同左						
143	16 教育・文化	調整猶予 猶予期間 2年程度	1 合併時には釧路市の現行計画(計画期間 H9年~H18年)を新市に引き継ぐ。 2 新市において新たな計画を策定する。	同左	同左			教育	25-22	
	05 社会教育の状況			同左						
	07 女性行政			同左						
	01 男女共同参画プラン			同左						

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	方針	調整内容	方針	調整内容				
	中項目			時期					
	小項目			時期					
細項目	時期	調整内容	方針	調整内容					
144	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 新市において、事業内容の見直しを図り実施する。	同左	同左			教育	25-22
	05 社会教育の状況			同左					
	07 女性行政			同左					
	02 女性行政関係団体 リーダー育成制度			同左					
145	16 教育・文化	調整猶予 猶予期間 2年程度	1 地域の実情を考慮して当面現行のままとし、新市において調整する。	同左	同左			教育	25-22
	05 社会教育の状況			同左					
	07 女性行政			同左					
	03 女性行政に係るその他 主要事業			同左					
146	16 教育・文化	調整猶予 猶予期間 1年程度	1 各団体の補助金については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、猶予期間の中で、補助制度について調整する。 2 新市において新たに女性連を発足し発展的統合化を図るとともに、各地域毎各女性団体については、地域事情を考慮し存置して行く方向が望ましい。 3 各主要団体の活動内容は、それぞれの目的により差異があるが、各団体間で統合について調整していただく。	同左	同左			教育	18
	05 社会教育の状況			同左					
	07 女性行政			同左					
	04 女性団体			同左					
147	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市立博物館を現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23
	06 芸術・文化の状況			同左					
	01 芸術・文化施設			同左					
	01 博物館の設置			同左					
148	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市立博物館の現行を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	19
	06 芸術・文化の状況			同左					
	01 芸術・文化施設			同左					
	02 博物館の入館料及び 利用			同左					

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
149	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市立博物館の現行を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況	合併時		同左							
	01 芸術・文化施設										
	03 博物館の各種調査										
150	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市立博物館の現行を新市に引き継ぐ。 2 新市において、移動博物館や他地域での講座開催などについて検討を図る。	同左	同左			教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況	合併時		同左							
	01 芸術・文化施設										
	04 博物館に係るその他 主要事業										
151	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市埋蔵文化財調査センターを現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況	合併時		同左							
	01 芸術・文化施設										
	05 埋蔵文化財調査セン ターの設置										
152	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 6市町村の現行を新市に引き継ぐ。	同左	1 現行を新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村 の」を削除	釧路町・鶴居村離脱によ る	教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況	合併時		同左							
	01 芸術・文化施設										
	06 埋蔵文化財包蔵地										
153	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 現行を一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況	合併時		同左							
	01 芸術・文化施設										
	07 埋蔵文化財保護のた めの事前協議										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
154	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 6市町村の現行を新市に引き継ぐ。	同左	1 現行を新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村 の」を削除	釧路町・鶴居村離脱によ る	教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況			同左							
	01 芸術・文化施設			同左							
	08 埋蔵文化財発掘調査			同左							
155	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 現行の加入を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	18		
	06 芸術・文化の状況			同左							
	01 芸術・文化施設			同左							
	09 博物館・埋蔵文化財 調査センター関係団体へ の加入			同左							
156	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市立美術館を現行のまま新市に引き継ぐ。 2 各市町村所有の美術作品の管理方法、公開について検討を図る。	同左	1 釧路市立美術館を現行のまま新市に引き継ぐ。 2 各市町所有の美術作品の管理方法、公開について検討を図る。	2の記述中、「各市町 村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況			同左							
	01 芸術・文化施設			同左							
	10 美術館の設置			同左							
157	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市立美術館の現行を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	19		
	06 芸術・文化の状況			同左							
	01 芸術・文化施設			同左							
	11 美術館の入館料及び 利用			同左							
158	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の現行加入を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	18		
	06 芸術・文化の状況			同左							
	01 芸術・文化施設			同左							
	12 美術館関係団体への 加入			同左							
159	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 釧路市民文化会館、音別町町民文化会館を現行のまま新市に引き 継ぐ。	同左	同左			教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況			同左							
	01 芸術・文化施設			同左							
	13 文化会館の設置			同左							

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
160	16 教育・文化	調整猶予	1 使用料については、当面現行のまま新市に引き継ぐ。 2 おのおの有料・無料としている状況もあるが、新市において料金体系の統一を速やかに検討する。 3 新市において使用料減免の統一した基準を定める。	同左	同左			教育	19		
	06 芸術・文化の状況	猶予期間 2年程度		同左							
	01 芸術・文化施設			同左							
	14 文化会館の使用料			同左							
161	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行、地域ごとの施設利用をそのまま存置し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況	合併時		同左							
	01 芸術・文化施設			同左							
	15 文化会館の利用			同左							
162	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の現行制度を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	20		
	06 芸術・文化の状況	合併時		同左							
	01 芸術・文化施設			同左							
	16 文化会館芸術鑑賞事業助成制度			同左							
163	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の現行加入を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	18		
	06 芸術・文化の状況	合併時		同左							
	01 芸術・文化施設			同左							
	17 文化会館関係団体への加入			同左							
164	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 史跡北斗遺跡展示館を現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況	合併時		同左							
	01 芸術・文化施設			同左							
	18 史跡の管理			同左							
165	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 史跡北斗遺跡展示館の現行を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	19		
	06 芸術・文化の状況	合併時		同左							
	01 芸術・文化施設			同左							
	19 史跡の入場料及び利用			同左							

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
166	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の現行加入を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	18	
	06 芸術・文化の状況			同左						
	01 芸術・文化施設									
	20 史跡関係団体への加入									
167	16 教育・文化	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	統合 (一本化)	1 音別町ふれあい図書館内収蔵庫を現行のまま新市に引き継ぐ。	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正 1の記述に「音別町ふれあい図書館内収蔵庫を」を追加	とも、釧路町離脱により、音別町のみ事業に一本化となるため	教育	25-23	
	06 芸術・文化の状況			同左						
	01 芸術・文化施設									
	21 郷土資料保存施設の設置									
168	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 阿寒国際ツルセンター、マリモ展示観察センターを現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23	
	06 芸術・文化の状況			同左						
	01 芸術・文化施設									
	22 その他芸術・文化施設の設置									
169	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 阿寒国際ツルセンター、マリモ展示観察センターの現行を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	19	
	06 芸術・文化の状況			同左						
	01 芸術・文化施設									
	23 その他芸術・文化施設の使用料									
170	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 阿寒国際ツルセンター、マリモ展示観察センターの現行を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23	
	06 芸術・文化の状況			同左						
	01 芸術・文化施設									
	24 その他芸術・文化施設の利用									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
171	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の条例を基に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況			同左							
	02 芸術・文化振興										
	01 文化財保護条例										
172	16 教育・文化	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。 2 委員構成については、地域性を考慮する必要がある。	同左	同左			教育	16		
	06 芸術・文化の状況			同左							
	02 芸術・文化振興										
	02 文化財保護審議会										
173	16 教育・文化	その他	1 国の指定に基づく現況データのため調整不要とする。	同左	同左			教育			
	06 芸術・文化の状況										
	02 芸術・文化振興										
	03 国指定文化財										
174	16 教育・文化	その他	1 北海道の指定に基づく現況データのため調整不要とする。	同左	同左			教育			
	06 芸術・文化の状況										
	02 芸術・文化振興										
	04 道指定文化財										
175	16 教育・文化	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況			同左							
	02 芸術・文化振興										
	05 市町村指定文化財										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
176	16 教育・文化	調整猶予	1 新市において新たに文化協会を発足し、現状6市町村の協会、協議会を加盟団体に位置づける。 2 現行6市町村毎の文化協会加盟団体は639団体あるが、類似するサークル等もあり条件が合致するならば統合化する方向も考えられる。 3 加盟団体の中には、それぞれ歴史的、伝統的なことから設立され今日まで伝承されてきている経緯を踏まえ、地域に存続すべき団体もある。	同左	1 新市において新たに文化協会を発足し、現状の協会、協議会を加盟団体に位置づける。 2 文化協会加盟団体は現行583団体あるが、類似するサークル等もあり条件が合致するならば統合化する方向も考えられる。 3 加盟団体の中には、それぞれ歴史的、伝統的なことから設立され今日まで伝承されてきている経緯を踏まえ、地域に存続すべき団体もある。	1の記述中、「6市町村」を削除 2の記述中、「現行6市町村毎の」を削除し、「639」を「現行583」に修正	とも、釧路町・鶴居村離脱による	教育	18		
	06 芸術・文化の状況	猶予期間		同左							
	02 芸術・文化振興	1年程度		同左							
	06 芸術・文化団体										
177	16 教育・文化	調整猶予	1 合併時は、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 歴史的、地域的な背景から制度化された経緯を踏まえ、新市において調整を図る。	同左	同左			教育	20		
	06 芸術・文化の状況	猶予期間		同左							
	02 芸術・文化振興	1年程度									
	07 芸術・文化団体育成補助制度(運営補助)										
178	16 教育・文化	調整猶予	1 合併時は、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 補助対象要件等について、新市において調整を図る。	同左	同左			教育	20		
	06 芸術・文化の状況	猶予期間		同左							
	02 芸術・文化振興	1年程度									
	08 芸術文化活動補助制度(開催・派遣補助)										
179	16 教育・文化	統合(一本化)	1 釧路市の現行制度に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況	合併時		同左							
	02 芸術・文化振興										
	09 芸術・文化関係表彰制度										
180	16 教育・文化	統合(同一内容)	1 6市町村とも、主催ではなく文化協会又は実行委員会を組織し実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 各市町とも、主催ではなく文化協会又は実行委員会を組織し実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述の「6市町村」を「各市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況	合併時		同左							
	02 芸術・文化振興										
	10 市町村主催の文化祭										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
181	16 教育・文化	調整猶予	1 地域の実情を考慮し当面現行のままとし、新市において調整を図る。	同左	同左			教育	25-23		
	06 芸術・文化の状況	猶予期間 1年程度		同左							
	02 芸術・文化振興										
	11 芸術・文化振興に係る その他主要事業										
182	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の現行加入を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	18		
	06 芸術・文化の状況	合併時		同左							
	02 芸術・文化振興										
	12 芸術・文化振興関係 団体への加入										
183	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 地域ごとの施設をそのまま存置し、新市に引き継ぐ。 2 施設の管理運営について、新市において調整を図る必要がある。	統合 (同一内容)	1 地域ごとの施設をそのまま存置し、新市に引き継ぐ。 2 施設の管理運営について、新市において調整を図る必要がある。 (経過措置1年程度)	調整方針の「(一本化)」を「(同一内容)」に修正 調整時期の「経過措置1年程度」を「合併時」に修正 2の記述に(経過措置1年程度)を追加	については、合併時には複数自治体の現行を新市に引き継ぐ同様の他項目と表記を統一するため については、1年程度で管理運営の調整を図るとした内容を踏襲するため	教育	25-23		
	07 社会体育の状況	経過措置 1年程度		合併時							
	01 スポーツ施設										
	01 施設の設置										
184	16 教育・文化	調整猶予	1 各施設の使用料については、現行のまま新市に移行する。 2 体育施設は多様な施設が存在しており、同様な施設でも料金体系が無料、有料の施設があり現時点での統一した使用料の設定は期間的に難しい。 3 当面、現行の使用料を維持するが、速やかに検討すべきと考えられる。 4 地域毎に使用料を設定した場合、新市全体において住民の利用形態に変化が生じる事態が予想される。 5 新市において使用料減免の統一した基準を定める必要がある。	同左	同左			教育	19		
	07 社会体育の状況	猶予期間 5年程度		同左							
	01 スポーツ施設										
	02 施設の使用料										
185	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 地域ごとの利用をそのまま存続し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23		
	07 社会体育の状況	合併時		同左							
	01 スポーツ施設										
	03 施設の利用										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目					時期				
	細項目					時期				
186	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の推進体制に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23	
	07 社会体育の状況			同左						
	02 スポーツ振興			経過措置 1年程度						
	01 スポーツ推進体制									
187	16 教育・文化	調整猶予	1 各団体については、現状のまま存続することとする。 2 新市において新たに体育協会を発足し、現状6市町村毎の協会を新体育協会下部組織とする方法も考えられる。 3 現行の各体育協会加盟のスポーツ団体は128団体あるが、それぞれの団体間で統合について調整していただくことが望ましい。	同左	1 各団体については、現状のまま存続することとする。 2 新市において新たに体育協会を発足し、現状の協会を新体育協会下部組織とする方法も考えられる。 3 現行の各体育協会加盟のスポーツ団体は99団体あるが、それぞれの団体間で統合について調整していただくことが望ましい。	2の記述中、「6市町村毎」を削除し、「128」を「99」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	教育	18	
	07 社会体育の状況	猶予期間 1年程度		同左						
	02 スポーツ振興									
	02 スポーツ団体									
188	16 教育・文化	調整猶予	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 新市において補助率等の統一化を図る必要がある。	同左	同左			教育	20	
	07 社会体育の状況	猶予期間 2年程度		同左						
	02 スポーツ振興									
	03 スポーツ団体育成補助制度									
189	16 教育・文化	調整猶予	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 補助対象要件等について、新市において調整を図る必要がある。	同左	同左			教育	20	
	07 社会体育の状況	猶予期間 1年程度		同左						
	02 スポーツ振興									
	04 スポーツ活動補助制度									
190	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-23	
	07 社会体育の状況			合併時						
	02 スポーツ振興									
	05 スポーツ関係表彰制度									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
191	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 委員構成については、各地域の意見が反映される体制を新市において検討する必要がある。	同左	同左			教育	25-23		
	07 社会体育の状況			合併時	同左					同左	
	02 スポーツ振興										
	06 体育指導委員										
192	16 教育・文化	調整猶予	1 地域の実情を考慮して当面現行のままとし、新市において調整を図る必要がある。	同左	同左			教育	25-23		
	07 社会体育の状況			猶予期間 2年程度	同左					同左	
	02 スポーツ振興										
	07 市町村主催のスポーツイベント										
193	16 教育・文化	調整猶予	1 地域の実情を考慮して当面現行のままとし、新市において調整を図る必要がある。	同左	同左			教育	25-23		
	07 社会体育の状況			猶予期間 2年程度	同左					同左	
	02 スポーツ振興										
	08 その他スポーツ振興に係る主要事業										
194	16 教育・文化	統合 (一本化)	1 現行の加入を新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	18		
	07 社会体育の状況			合併時	同左					同左	
	02 スポーツ振興										
	09 スポーツ関係団体への加入										